

2022年3月22日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役 稲角 秀幸 様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 在田 一則
003-0026 札幌市白石区本通1丁目南2-38
電話：001-876-8546

(仮称) 抜海・豊田風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

貴社が計画されている(仮称)抜海・豊田風力発電事業の計画段階環境配慮書に対し、下記に順不同ですが、意見を申しあげます。ご検討をよろしくお願いいたします

1. 環境影響評価制度についての考え方

環境影響評価とは、例えば風力発電事業などの開発事業の内容を決めるにあたって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般市民や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて公害や自然破壊を防ぐなど環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げようという制度である。このような環境影響評価制度の精神からは、一般市民や地方公共団体が意見を述べるために環境影響評価図書を容易に正確に読み理解できるような時間と閲覧の仕組みが保証されなければならない。本配慮書では1ヶ月間という閲覧期間はほぼ充分とは思ふ。しかし、縦覧の方法や意見書の提出方法は上記の環境影響評価制度の精神からは極めて不十分で、今後改善すべきと考える。

2. 縦覧方法について

環境影響評価図書の縦覧場所となっている関係市町村などの行政機関は土日・祝日は休みであり、また平日は勤務時間しか閲覧できないのが現状である。したがって多くの住民にとっては実質閲覧不可能な状態である。土日・祝日・夜間に開館している公共施設を縦覧場所として増やすべきである。

また縦覧時に、複写や貸出しができないため、320ページもある図書をパソコンディスプレイによる場合も含め縦覧しながら意見書を作成することは実際には極めて困難である。さらに、電子縦覧の場合は保存や印刷ができないという障害がある。印刷不可の理由として著作権所有をあげているが、上記の環境影響評価制度の精神からは、意図的な権利の濫用と言わざるを得ず、一般市民からは要らざる不信感を抱かれることになる。

3. 意見書の提出方法

意見書の提出について、意見書様式に従い、縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か、問い合わせ先へ郵送とのことであるが、不十分ながら電子縦覧が可能なわけですので、電子メールによる提出も行えるようにすべきである。政府あげての電子化時代に時代錯誤も甚だしい。

4. 該当地域の自然の重要性と風力発電施設建設計画の在り方について

該当地域がその西側に位置する宗谷地方は、利尻礼文サロベツ国立公園をはじめ、周氷河地形に由来する緩やかな丘陵、どこまでも何もない平原やそこから眺める雄大な利尻山の景観を求めて多くの人々が訪れる。また、渡り鳥にとっては国内有数かつ国際的にも重要な渡り経路が存在し、特に水鳥にとって国際的に重要な生息地であるラムサール条約登録湿地、国指定鳥獣保護区やバードライフ・インターナショナルと（公財）日本野鳥の会が指定する重要野鳥生息地（IBA）などが複数あることは、この地域がいかに豊かな生態系を有しているかを示しています。

私たちは風力発電施設（以下、風車）の導入が地球温暖化対策などに果たす役割や重要性を理解していますが、既存あるいは計画中のほかの風力発電事業を含め、宗谷地方を覆うような風車建設計画全体に対しては、一度破壊されたら修復が困難な生態系の保全などに関して様々な問題点があると考えます。本計画も宗谷地方を覆う風車群の一角をなすことになる。

このような中で、急激な風車建設が宗谷地方に集中することにより、今後、永きにわたって同地域において持続的に利用可能な観光資源としての自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念する。風車の建設により、宗谷地域の自然環境にとって大きな影響が懸念されるため、事業者、関連市町村、道民・市民などからなる協議会など開かれた場で、地域住民や関連団体が宗谷地方の多数の風車群や個々の事業の内容とその影響を十分に検討したうえで、十分に時間をかけて風車建設の是非を協議すべである。

5. 本計画段階環境影響評価の冒頭について

本評価書の冒頭に、事業の目的として「温室効果ガスの排出量削減と再生可能エネルギーによる電力供給事業を促進する」と「地元経済への貢献」することを述べているが、まずは本書（計画段階環境配慮書）の目的、すなわち該当事業が自然環境や生活環境へ及ぼす悪影響を回避あるいは低減することを目的として調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般市民や地方公共団体などから意見を聴くという環境配慮書本来の目的を明記すべきである。

6. 騒音、低周波音および超低周波音による影響

事業実施想定区域には、2km 以内には住居 324 戸があり、その内 203 戸は 1km 以内にある。約 2.5km 前後の所には、学校が 1 施設、保育施設が 1 施設、医療機関が 2 施設ある。これらの住宅や施設では風車による低周波音などの住民への影響が危惧される。道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、2km 以上離れた石狩市・札幌市（北区・西区・手稲区）・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るといった結果が報告されている。

これらのことから、最新の知見などの情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を行うべきである。また、仮に風力発電機が稼働するようなことがあるならば、1 年間に 4 回以上のヒアリングほかの調査をすべての住民に必ず行うと同時に、健康調査を行い、風力発電機の悪影響が考えられる場合は、発電事業を中止すべきである。

7. 景観

周氷河地形の特徴である緩やかに起伏する宗谷丘陵はこの地域独自の特徴ある景観であり、そこから突出する風車は貴重な自然景観の妨げとなる。特に該当地域は、海上にそびえ立つ利尻岳の景観やサロベツ国立公園の原野の光景に続く海岸に隣接しており、その丘陵のスカイラインから突き出た風車の建設は避けるべきである。

8. 地形

該当地域は、宗谷丘陵の地形の特徴である周氷河地形として「日本の典型地形」に指定はされていないが、同じように樹木の少ない植生を持つ緩やかな地形である。そこに風力発電施設などの大型建造物があちこちに設置されると侵食が進み、その土砂がサロベツ国立公園内の海域に流出し、国立公園の生態系に大きな悪影響を及ぼす可能性がある。そのようなことは避けなければならない。

9. 鳥類

サロベツ地方は、日本とロシアの間を渡る渡り鳥の主要かつ国際的に重要な渡り経路となっている。ここは多くの鳥類が渡ることが予測されるため、猛禽類のみならず水禽類や小鳥類などが風車により受ける影響は大きいと予測される。影響の評価にあたっては、レーダーを含む調査を行い、その影響を適切に評価すべきである。

10. 今後の進め方

- ・風力発電事業ではあちこちで地域住民との軋轢が起こっている。したがって、今後この計画を進めるにあたっては地域住民に対し十分な説明を行い、住民参加による合意形成をじっくり計って進めるべきである。
- ・環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響があると判断された時には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要がある。